

公立大学法人埼玉県立大学非常勤役員等労働災害補償規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「地公災法」という。）第 69 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の非常勤の役員その他理事長が任命する委員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤役員等)

第 2 条 この規程において、非常勤役員等とは、次の各号に該当し、かつ、地公災法又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けない者をいう。

- 一 理事（非常勤の者に限る。）
- 二 監事（非常勤の者に限る。）
- 三 法人定款第 19 条第 2 項第 4 号に該当する委員
- 四 法人定款第 23 条第 2 項第 4 号に該当する委員
- 五 その他理事長が定める者

(補償の実施)

第 3 条 法人は、この規程に定める補償の事由が生じた場合、補償を受けるべき非常勤役員等又は遺族に対し、補償を行う。

2 理事長は、非常勤役員等について、業務又は通勤により生じたと認定される災害が発生した場合に、補償を受けるべき非常勤役員等又は遺族の請求に基づき、その災害が業務又は通勤により生じたものあるかどうかを認定し、業務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 第 1 項に規定する補償は、法人が加入する非常勤役員等を被保険者とする傷害保険（以下「傷害保険」という。）の規定による傷害保険の約款に基づき、その給付の範囲内で行うものとする。

(死亡補償)

第 4 条 非常勤役員等が業務上の災害又は通勤により死亡した場合においては、非常勤役員等の遺族に対して、別表に定めるところにより、死亡補償金を支給する。

2 次条に規定する後遺障害補償を支給されることになった負傷が再発し死亡した場合には、別表に定める死亡補償金から既に給付を行った後遺障害補償の額を差し引いた額とする。

(後遺障害補償)

第 5 条 非常勤役員等が業務上の災害又は通勤により負傷し、当該負傷が治癒した場合において、後遺障害が生じたときは、別表に定めるところにより、後遺障害補償金を支給する。

(入院補償)

第 6 条 非常勤役員等が業務上の災害又は通勤により負傷し、入院した場合には、別表に定めるところにより、入院補償金を支給する。

(手術補償)

第 7 条 前条に定める入院補償金が支給される場合において、当該入院すべき事項に係る傷害の治癒を直接の目的として手術を受けたときは、別表に定めるところにより、手術補償金を支給する。

(通院補償)

第 8 条 非常勤役員等が業務上の災害又は通勤により負傷し、通院した場合には、別表に定めるところ

ろにより、通院補償金を支給する。

（災害の通知）

第 9 条 非常勤役員等又はその遺族は、この規程に定める災害を被った場合には、速やかに災害日時、災害の発生状況及び傷害の程度を書面により理事長に通知しなければならない。

（書類の提出）

第 10 条 非常勤役員等又はその遺族が、この規程により補償を受けようとするときは、理事長が定める書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、非常勤役員等の災害補償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条関係）

補償金の種類	補 償 額
死亡補償	50,000,000 円
後遺障害補償	死亡補償金に、第 4 条で規定する傷害保険約款により定める割合を乗じた額
入院補償	日額 20,000 円
手術補償	入院補償金日額に、第 4 条で規定する傷害保険約款により定める倍率を乗じた額
通院補償	日額 10,000 円